

自治体名	川崎市
自治体コード	14130

# 平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業

(グリーンニューディール基金事業)

事業計画書 (全体計画書)

1. 事業計画書作成担当者

自治体の名称	川崎市		
所在地	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地		
作成担当者	氏名	所属部署・役職名等	
		環境局地球環境推進室	
	TEL	FAX	メールアドレス
	044-200-2508	044-200-3921	
作成責任者	氏名	所属部署・役職名等	
		環境局地球環境推進室	
	TEL	FAX	メールアドレス
	044-200-2865	044-200-3921	

## 2. 再生可能エネルギーの導入に関する基本的な考え方等について

### (1) 再生可能エネルギー等の導入による地域づくりの位置づけ

#### ア 再エネ等の導入による地域づくりの位置付け

川崎市では、太陽光、太陽熱といった再生可能エネルギーを地産地消のエネルギー源と位置付け、多様な主体により再生可能エネルギーの導入を促進するため、川崎市地球温暖化対策推進計画に普及目標を掲げ、災害に強く、低炭素な環境先進都市の実現を目指している。

#### ○ 川崎市地球温暖化対策推進計画（地球温暖化対策推進法に基づく実行計画）

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために策定された本計画において、12の基本施策の一つとして「再生可能エネルギー源等の利用」を位置づけている。「太陽エネルギー（太陽光・熱）利用量を平成32年度までに平成17年度比で30倍にする」ことを目標に掲げ、住宅用太陽光発電設備補助のほか、公共施設や工場・業務ビルにおける再エネ利用設備の導入促進、再エネ利用に係る環境教育等の取組を推進している。

また、上記の基本施策のうち特に重点的に取組むべき先導的な事業を重点プロジェクトとして位置付けており、上記普及目標の達成に向け、全市的に取組んでいる。

#### イ 再エネ等の導入による地域づくりに係る基本的な考え方やビジョン

#### ○ 創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組推進

- ・東日本大震災や原発事故に伴う電力供給の不安定化等の教訓を踏まえ、地球温暖化対策のみならずエネルギーの安定供給の確保等の視点を取組の柱とする「創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組推進」を川崎市地球温暖化対策推進実施計画の第2期計画に位置付けて推進している。
- ・都市機能維持に必要な公共施設や地域の自立分散型電源として機能する住宅・事業所等に対して再エネ普及を推進することで、災害に強い低炭素な地域づくりを推進する。

#### ○ スマートシティに向けた取組

持続可能な社会の実現に向け、エネルギーの最適利用による低炭素化をはじめ、災害時の安全・安心、市民生活の利便性や質の向上等につながるようなスマートシティに向けた取組を推進する。

#### ウ 本市におけるGND基金事業の役割・位置付け

#### ● 市域を超えた首都圏全体の災害対応力強化の取組について、GND基金事業を活用して整備促進

⇒①首都直下地震等の大規模災害時に全国から集まる緊急消防援助隊等の活動拠点や政府の緊急物資輸送拠点など、首都圏の災害対応力強化のための広域支援施設が点在している防災上の特徴や、②首都・東京に隣接し、東京都一神奈川県の玄関口に位置する地理的特徴を踏まえ、広域支援施設の災害対応力強化や帰宅困難者対策など『市域を超えた首都圏全体の災害対応力強化の取組』について、GND基金を活用して整備促進を図る。

併せて、平常時に有効活用し、CO<sub>2</sub>削減・低炭素社会の実現を図る。

#### ● 本市の災害対応力を強化するため、再生可能エネルギーを活用した施設機能強化を川崎市地震防災戦略に基づき推進する。

⇒本市の災害対応力を強化するために必要な防災施設における再エネを活用した機能強化は、GND基金事業以外の事業スキームで整備推進する。

⇒国・自治体それぞれの役割分担のもと、災害に強く低炭素な首都圏・環境先進都市の実現を図る。

(2) 地域資源・地域特性を活かした再生可能エネルギー等の導入

- 本市では、土地の高度利用が進んでいる状況や、気候・立地等の地域特性を踏まえ、利用可能な再生可能エネルギーとして実現性の高い「太陽エネルギー」を中心に、再生可能エネルギー等の導入拡大を図る。

**ア 公共施設**

**【再エネ等の導入の基本的な考え方】**

- ◎建築物の新改築等に合わせた導入
- ◎都市基盤施設（駅前広場など）・生活基盤施設の新規・再整備に合わせた導入
- ◎防災的観点から広域避難所、地域防災拠点（市立中学校）への優先的な導入

**【今後の導入予定】**

● **本市の再エネ等導入事業 2,480kW増加（平成26～28年度の3箇年）**

⇒学校、区役所、浄水場などに再エネ等を整備予定。

● **GND基金活用事業 175kW増加（平成26～28年度の3箇年）**

（整備予定施設）

○広域支援施設の災害対応力強化対策

- ・緊急消防援助隊の活動拠点
- ・災害ボランティアの活動拠点
- ・東扇島地区基幹的広域防災拠点\*周辺の活動支援施設  
※内閣府所管。災害時には物流拠点や広域支援部隊のベースキャンプとなる。

○帰宅困難者対策

- ・ターミナル駅周辺 ⇒ 帰宅困難者の滞留解消による二次災害を防止
- ・帰宅困難者一時滞在施設 ⇒ 帰宅困難者を受け入れ
- ・主要幹線道路沿いの公共施設 ⇒ 徒歩帰宅者支援にも活用できるように当該施設の災害情報等の収集機能を確保

● **本市の再エネ導入計画に占めるGND基金事業の割合 7%（26～28年度の3箇年）**

**イ 民間施設（住宅・事業所等）**

平成18年度から住宅用太陽光発電設備に係る補助事業を開始し、これまでに約4,500件への設置を支援してきた。平成25年度末に国の補助制度が廃止される中で、平成26年度も引き続き補助事業を継続し、より一層の導入促進を図っている。

また、中小事業所等に対しても、エコ化支援事業等により再エネ等の導入を支援している。

**【今後の導入支援予定】**

● **本市の再エネ等導入補助事業 約3,700kW増加（平成26年度想定\*）**

● **GND基金活用事業 30kW増加（平成26～28年度の3箇年）**

※平成23～25年度の平均値（住宅用太陽光発電設備）より想定

(3) 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画について

**ア 地方公共団体実行計画の策定状況**

地球温暖化対策推進法に基づく地域推進計画（地方公共団体実行計画の前身）として、平成16年3月に「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定。その後、本計画と「川崎市新エネルギービジョン」を統合し、再生可能エネルギー源の利用を含めた地球温暖化対策を体系化した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成22年10月に策定し、基本計画に基づき地球温暖化対策の推進のために実施する具体的な事務事業を定めた「川崎市地球温暖化対策推進実施計画」（以下「実施計画」という。）を平成23年3月に策定した。

この基本計画と実施計画を合わせて、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画として位置付けている。

**イ 地方公共団体実行計画の内容（再生可能エネルギー関連）**

○ 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

【目標達成年度】平成32年度（2020年度）

【地球温暖化対策の目標】

平成32年度（2020年度）までに平成2年度（1990年度）における市域の温室効果ガス排出量の25%以上に相当する量の削減を目指す。

【基本施策（再生エネ普及関連）】

Ⅲ 再生可能エネルギー源等の利用

目標：太陽エネルギー（太陽光・熱）利用量を平成32年度までに平成17年度比で30倍にする

- ・エネルギーの地域全体での有効かつ効率的な利用の促進
- ・再生可能エネルギー源や地域の未利用エネルギー資源の利用の促進
- ・低炭素エネルギー産業との共生の促進

Ⅳ 低炭素都市づくりの推進

- ・低炭素都市づくりを推進
- ・面的な利用など、地区単位でエネルギーの有効利用を促進
- ・高いエネルギー効率を有する建築物の新築等を誘導

Ⅻ 市役所の率先取組の推進

目標：市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成32年度までに20年度比で2割以上削減

- ・エネルギー使用量、温室効果ガス排出量の削減の推進
- ・再生可能エネルギー源の優先的な利用促進
- ・環境に配慮した契約や物品調達等の推進

○ 川崎市地球温暖化対策推進実施計画

⇒基本計画に基づき、地球温暖化対策の推進のために実施する具体的な事務事業を定めたもの。

【計画期間】概ね3年間

⇒第1期計画は23～25年度。現在は第2期計画（26～28年度）の期間中。

【対象事業】

- ・基本計画に示された基本施策（上述）に基づく事務事業のほか、特に重点的に実施すべき事業を

重点プロジェクトとして取りまとめている。

- ・重点プロジェクトでは、エネルギーの安定供給の確保等の視点を取組の柱とする「創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組推進」を位置付けて推進している。

### 3. 防災・減災への取組状況と再生可能エネルギー等の活用について

#### (4) 地域における防災・減災の取組状況と再生可能エネルギー等の活用

##### ア 地域における防災・減災の取組状況

○ 本市では、災害対策基本法に基づき、市域の災害予防、災害応急対応、復旧・復興等を総合的に示す本市の防災対策の骨格（基本計画）となる「川崎市地域防災計画」を策定するとともに、地域防災計画の実効性を高め、減災目標を達成するための具体的な施策を推進するための実行計画となる「川崎市地震防災戦略」等を策定し、取組を推進している。

また、東日本大震災の教訓や新たな地震被害想定調査結果を踏まえ、施策の充実・強化や帰宅困難者など新たな課題に対する対策を推進するため、平成 25 年度に各種防災計画の改定を行った。

##### 【地震防災戦略における取組】

1. 地震に強いまちづくり <人的被害・直接経済被害の減少>

⇒耐震化の推進、消防署所等の整備（緊急消防援助隊活動拠点の整備など）、防災住環境の整備、臨海部等の安全対策

2. 地域防災力の向上 <被害軽減を促進するための防災力の向上>

⇒地域における防災環境の整備、企業等との連携強化（災害ボランティアの受入体制・連携体制の構築）、防災意識の醸成

3. 市民生活の安定と都市復興 <震災からの回復力の向上>

⇒行政機能の保持、医療救護体制の整備、避難対策の推進（帰宅困難者対策の推進、再生可能エネルギーの活用を含めた避難所運営の強化など）、災害時要援護者対策の推進、生活安定対策の推進、都市の復興

##### イ 防災・減災の観点からの再生可能エネルギー等の活用方針

○再生可能エネルギーの活用による低炭素・災害対応力強化

⇒切迫する首都直下地震等への災害対応力を強化するため、防災上重要な公共施設において再生可能エネルギーを整備することで低炭素化・自立エネルギーの確保を図り、災害時における機能確保を図ることにより地域における防災・減災を推進している。

（主な導入済み施設：平成 25 年度末現在）

・区役所（5箇所／全7箇所） ⇒災害時における区災害対策本部としての機能確保

・学校（53箇所／全177箇所） ⇒災害時における地域防災拠点や避難所としての機能確保

○東日本大震災の教訓を踏まえた再生可能エネルギーの活用方針

（課題1）被災自治体の混乱等により、救助活動の遅れや支援物資の滞りが発生

⇒首都圏全体の災害対応力強化に資する広域支援施設を有する本市において、当該施設の活動機能の確保を図るため、再生可能エネルギーを活用し、緊急消防援助隊等の活動拠点や緊急物資輸送拠点などの広域支援施設の災害対応力の強化を図る（GND基金活用）。

（課題2）首都圏で515万人の帰宅困難者が発生

⇒東京都～神奈川県の間を結ぶゲートウェイとして、多数想定される帰宅困難者への対応を充実させるた

め、再生可能エネルギーを活用し、ターミナル駅周辺の滞留者解消に向けた災害情報等の提供機能確保、帰宅困難者一時滞在施設の機能維持、主要幹線道路沿道における徒歩帰宅者支援機能の整備等を図る（GND基金活用）。

（５）地域内での大規模災害に対する防災対策推進地域の指定状況

- 本市は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域には指定されていない。
- 一方で、当該地域に係る警戒宣言の発令等に伴う混乱を未然に防止し、かつ地震発生に伴う被害を最小限に止めるため、同法第6条に基づき作成が義務付けられている地震防災強化計画に準じ、市の地震対策を定めている。

（参考）

- 東日本大震災の教訓を踏まえて本市が平成25年3月に公表した「川崎市地震被害想定調査」によると、市内のほとんどの地域で震度6弱以上の揺れが観測される「川崎市直下の地震」においては、16,000人以上の死傷者、72,000棟以上（全建物の約3割）の全半壊、36万人以上の避難者の発生が想定されており、経済的な被害額は約4兆円（直接被害のみ）と想定されている。

#### 4. 平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業について

(6) 平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業を効果的に活用するための検討・調整

##### 【庁内関係部局との検討・調整】

平成 25 年 3 月～

全ての部局を対象に、「災害に強く、低炭素な環境先進都市」の実現に効果的であり、GND 基金を活用して整備すべき施設について事前調査を実施し、候補事業を一元的に把握。

平成 25 年 6 月

他の地方公共団体にヒアリングを実施し、GND 基金事業の活用事例を調査。その結果を踏まえて、庁内各局と個別に要望内容等を精査。

平成 25 年 7 月～

太陽光発電設備や蓄電池等の設備整備後の維持管理・更新を着実に実施できるための予算スキームの整備に向け、財政当局と検討を開始。

平成 25 年 9 月～

再生可能エネルギーの活用による低炭素・災害対応力の強化に向けた公共施設等の整備について、本市におけるGND基金活用の方向性を検討。首都に隣接するとともに広域支援施設が点在する本市の特徴や東日本大震災の教訓を踏まえ、下記の方向性を決定（参考資料を参照）。

##### 本市のGND基金活用の方向性

★GND 基金を活用し、広域支援施設の災害対応力強化や帰宅困難者対策など「市域を超えた首都圏全体の災害対応力強化」を図る。

併せて、本市の災害対応力を強化するため、再生可能エネルギーを活用した施設機能強化を川崎市地震防災戦略に基づき推進する。

平成 26 年 1 月～

これまでに各局と個別調整してきた候補事業について、上記の方向性を踏まえて GND 基金を活用して整備すべき施設かを再精査し、候補事業を確定。要望額等の整備計画について、詳細を検討・精査し、H26 年度 GND 基金事業に要望。

平成 26 年 7 月

GND 基金事業の配分額決定を受けて、基金事業に係る庁内各課で基金事業を検討する会議の設置準備を進める。

##### 【民間事業者との検討・調整】

(帰宅困難者対策)

平成 24 年 4 月

川崎駅周辺における大地震発生時の帰宅困難者対策を協議、推進するため、交通事業者、一時滞在施設、商業施設、警察署、消防署等の関係機関や自主防災組織連絡協議会、区民会議、川崎地域連合等の関係団体等で構成する「川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会」を設置。

平成 25 年 3 月～

大地震が発生すると、交通機関の運行停止により、主要駅を中心に多くの人が滞留し、混乱するこ

とが予想されることから、川崎駅周辺の各機関の役割分担の明確化と、関係機関が相互に連携した取組を定めた「川崎駅周辺の災害時における行動ルール（案）」について協議開始。

平成 26 年 3 月

「川崎駅周辺の災害時における行動ルール」を策定。

#### （民間連携事業）

- 高齢者等の災害時要援護者に対する支援を行うため、本市では、「川崎市災害時要援護者緊急対策（二次避難所整備）事業実施要綱」を整備し、本市と社会福祉法人等において、当該社会福祉施設（特別養護老人ホームなど）を二次避難所として使用するための協定締結を推進してきた。
- 特別養護老人ホームの開設に係る設置運営法人の募集においても、災害時要援護者支援について本市と連携して対応する旨を条件として公募を行うことで調整済み。

#### 【地域住民等との検討・調整】

- 上述の帰宅困難者対策を協議・推進するための組織である「川崎駅周辺帰宅困難者等対策協議会」の委員として、自主防災組織連絡協議会、区民会議、川崎地域連合等の関係団体等に参画いただき、検討・調整を行った。検討・調整の成果は上述のとおり。

（7）平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業の実施事業の全体像

#### ア GND 基金事業の全体像・目的・ポイント

##### 【東日本大震災の教訓を踏まえた本市のGND基金活用の方向性】

（課題 1）被災自治体の混乱等により、救助活動の遅れや支援物資の滞りが発生

⇒首都圏全体の災害対応力強化に資する広域支援施設を有する本市において、当該施設の活動機能の確保が必要。

（課題 2）首都圏で 515 万人の帰宅困難者が発生

⇒東京都一神奈川県をゲートウェイとして、多数想定される帰宅困難者への対応充実が必要。

**⇒GND 基金事業を活用し、広域支援施設の災害対応力強化や帰宅困難者対策など「市域を超えた首都圏全体の災害対応力強化」を図り、災害に強く低炭素な首都圏・環境先進都市の実現を図る。**

（併せて、本市の災害対応力を強化するため、再生可能エネルギーを活用した施設機能強化を川崎市地震防災戦略に基づき推進する。）

#### 【GND 基金事業】 参考資料を参照

##### 1. 首都圏全体の災害対応力の強化

##### （1）広域支援施設の災害対応力強化対策

###### ○ 緊急消防援助隊活動拠点の災害対応力整備

⇒全国から召集される緊急消防援助隊の活動拠点における災害対応力の強化を図る。

###### ○ 災害ボランティア活動拠点等の災害対応力整備

⇒災害ボランティアの活動拠点の災害対応力の確保を図る。

###### ○ 東扇島地区基幹的広域防災拠点のバックアップ施設の活動機能整備

⇒災害時に物流拠点や広域支援部隊のベースキャンプとなる東扇島地区基幹的広域防災拠点(政府直轄管理)における活動を支援するため、周辺施設における活動支援機能の確保を図る。

## (2) 帰宅困難者対策

### ○ ターミナル駅周辺における滞留者解消対策の推進

⇒ターミナル駅周辺の帰宅困難者の滞留解消・二次災害防止に向けて、一時滞在施設の開設状況や災害情報等の提供機能の確保を図る。

### ○ 帰宅困難者一時滞在施設の活動機能整備

⇒帰宅困難者の安全確保に向けて、帰宅困難者一時滞在施設の機能確保を図る。

### ○ 主要幹線道路沿道における徒歩帰宅者支援機能の整備

⇒徒歩帰宅者支援にも活用できるよう幹線道路沿い等の公共施設における災害情報等の提供機能や通信機能の確保を図る。

## 2. 地域における更なる災害対応力強化

### ○ 二次避難所における活動機能の整備(民間連携事業)

⇒高齢者等の災害時要援護者への支援を図るため、二次避難所としての機能を持つ特別養護老人ホーム等における活動機能の確保を図る。

## イ 市全体における再生可能エネルギー推進事業

(本市の再エネ等導入事業)

⇒学校、区役所、浄水場などに再エネ等を整備予定(合計2,480kW増加:平成26~28年度の3箇年)。

(民間住宅・事業所等への支援)

○ 平成25年度末に国の補助制度が廃止される中で、平成26年度も引き続き住宅用太陽光発電設備等の補助事業を継続し、より一層の導入促進を図っている(約3,700kW増加:平成26年度想定\* )。

○ 事業所等に対しても、エコ化支援事業等(太陽光発電設備や地中熱利用設備等の再エネ施設や省エネ型設備(空調・照明等)の導入に対する補助事業)を実施し、再エネ等の導入促進を図っている。

※平成23~25年度の平均値(住宅用太陽光発電設備)より想定

(8) 平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業による事業効果 (成果指標と目標値)

**ア GND 基金事業終了翌年度の事業効果見込み ※各年度の事業効果は別紙 2 を参照**

○導入した再エネ施設等による発電量 (年間) **233,454kWh**

(算出根拠)

導入した再エネ施設等による発電量 (年間) = ①×②

①GND 基金事業で導入した太陽光発電施設の容量 (kW) : 205kW (別紙 4, 5 を参照)

②1kW 当たりの年間想定発電量 : 1,138.8kWh (固定価格買取制度における設備利用率 13%に基づく)

○導入した蓄電池による貢献電力量 (年間) **98,550kWh**

(算出根拠)

蓄電池の貢献電力量\* (年間) = ①×365 日

①GND 基金事業で導入した蓄電池の容量 (kWh) : 270kWh (別紙 4, 5 を参照)

※蓄電池の全蓄電量をピークカットに使用し、翌日の電力ピーク時まで満充電したと仮定。

○防災拠点における再エネ普及率・導入施設数

**22.8%、56 施設 (平成 25 年度末) ⇒28.5%、70 施設 (GND 基金事業終了年度末)**

(算出根拠)

防災拠点における再エネ普及率 = (②+③+④) / ①×100

①地域防災拠点等の箇所数 : 246 箇所 (地域防災拠点、避難所、一時滞在施設など)

②平成 25 年度末時点で再エネ施設を導入済の施設数 : 56 箇所

③GND 基金事業で整備予定の施設数 : 14 箇所

(参考)

本市の再エネ等導入事業で整備予定の施設数 9 箇所 (平成 26~28 年度) を加えると、32.1%・79 施設となる。

○二酸化炭素削減効果 (年間) **129 t-CO<sub>2</sub>**

(算出根拠)

二酸化炭素削減効果 (年間) = 導入した再エネ発電施設の二酸化炭素削減効果 (年間)

= ①×②×③÷1,000

①GND 基金事業で導入した太陽光発電施設の容量 (kW) : 205kW (別紙 4, 5 を参照)

②1kW 当たりの年間想定発電量 : 1,138.8kWh (固定価格買取制度における設備利用率 13%に基づく)

③電気事業者別の CO<sub>2</sub> 排出係数 (2012 年度実績) の代替値 0.55kg-CO<sub>2</sub>/kWh

(参考 : 東京電力㈱の CO<sub>2</sub> 排出係数 (平成 24 年度) : 0.525kg-CO<sub>2</sub>/kWh)

※蓄電池整備に伴う CO<sub>2</sub> 削減効果は含まず。

(9) 平成 26 年度再生可能エネルギー等導入推進基金事業による事業効果 ((8) 以外の成果指標と目標値)

## ア その他の事業効果 (GND 基金事業終了翌年度)

### (1) 定量的な事業効果 (成果指標と目標値)

#### 【帰宅困難者対策】

○導入した再エネ設備等により、災害情報等の提供や一時滞在施設への受入などの支援を受けることができる帰宅困難者数 **8,856 名**

(算出根拠)

導入した再エネ設備等により、災害情報等の提供や一時滞在施設への受入などの支援を受けることができる帰宅困難者数 = A+B+C

A. ターミナル駅周辺への再エネ設備導入により、災害情報等の提供を受けることで、安心・安全に避難することが可能な帰宅困難者数

= ①×② = 6,923 名

①主要駅における平均駅前滞留者数：6,923 名 (出典：川崎市地震被害想定調査 平成 25 年 3 月)

②再エネ設備の整備予定箇所：1 箇所

B. 再エネ設備導入により機能維持された一時滞在施設への受入可能な帰宅困難者数

= ①×② = 1,500 名

①1 施設あたりの平均受入可能帰宅困難者数：500 名 (出典：現指定施設の平均収容人数から算出)

②再エネ設備の整備予定施設数：3 施設

C. 主要幹線道路沿道の公共施設への再エネ設備導入により、支援を受けることが可能な徒歩帰宅者数

= ①×②÷③×④ = 433 名

①東京都一川崎市間を通過する徒歩帰宅者数：170,157 名 (出典：川崎市地震被害想定調査 平成 25 年 3 月)

②徒歩帰宅者が自宅に到着するまでに災害時帰宅支援ステーションに立ち寄る平均回数：0.7 回

(出典：首都直下地震帰宅困難者等対策協議会中間報告 平成 24 年 3 月)

③川崎市内の災害時帰宅支援ステーション数：約 1,100 箇所 (川崎市調べ。平成 25 年度末現在)

④再エネ設備の整備予定施設数：4 施設

### (2) 定性的な事業効果

#### 【広域支援施設の災害対応力強化対策】

##### ○ 緊急消防援助隊活動拠点の災害対応力整備

⇒緊急消防援助隊の活動拠点における災害対応力強化

##### ○ 災害ボランティア活動拠点等の災害対応力整備

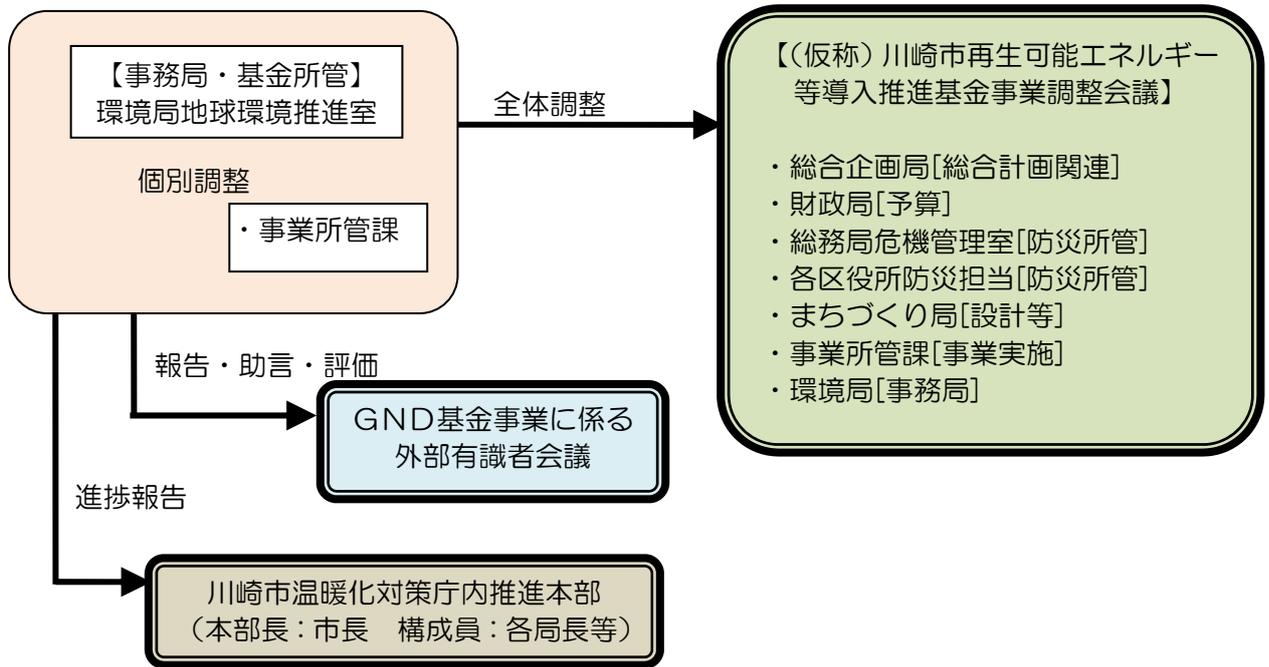
⇒災害ボランティア活動拠点における災害対応力確保、災害拠点病院の活動支援機能確保

##### ○ 東扇島地区基幹的広域防災拠点のバックアップ施設の活動機能整備

⇒災害時に物流拠点や広域支援部隊のベースキャンプとなる東扇島地区基幹的広域防災拠点(政府直轄管理)における活動を支援するための周辺施設の機能確保

(10) 事業の実施体制

**ア 事業の実施体制・役割分担・審査体制等**



**【事務局・基金所管（環境局地球環境推進室）】**

⇒事業執行に係る調整、CO<sub>2</sub>削減効果等の検証、GND 基金管理・精算業務など

**【事業所管課】**

⇒個別事業の計画・設計・入札、適正な事業執行など

**【(仮称)川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業調整会議（仮称 GND 基金事業調整会議）】**

⇒事業の全体調整、進捗確認

**【外部有識者会議】**

⇒事業執行に係る助言、適正な事業執行・CO<sub>2</sub>削減効果等の報告・評価

再生可能エネルギー、防災・減災、温暖化対策、まちづくり等の有識者を想定。

**イ 事業の公平性・透明性を確保するための取組**

- 導入施設ごとに災害時に使用が想定される電気機器の電力量を積算することで、必要電力量を算出し、適正な設備導入規模を把握したうえで、事業規模を決定する。
- 設備導入経費については、市内の工事実績等を踏まえて個別事業ごとに適正価格を精査することで費用対効果の向上を図る。
- 上記を踏まえ、各事業所管にて検討した事業内容、設備の導入規模、導入経費や進捗状況等について、事務局にて把握・とりまとめ、(仮称)川崎市再生可能エネルギー等導入推進基金事業調整会議にて事業・規模の必要性や費用対効果等を確認・精査し、全体調整を図る。

## ウ GND基金事業におけるPDCAサイクルの利用

Plan : 川崎市地球温暖化対策推進計画（地球温暖化対策推進法に基づく実行計画）やGND基金事業の活用の方向性等に基づき、各事業所管にて事業計画（案）を策定。（仮称）GND基金事業推進部会や外部有識者会議にて確認・精査し、全体調整を図り、事業計画を確定する。

Do : 事業所管局にて適正に入札・執行。

Check : (仮称) GND基金事業推進部会や外部有識者会議に進捗状況を報告し、事業執行に係る助言・評価やCO<sub>2</sub>削減量等の事業効果の検証・評価を受ける。

Action : 事業執行に係る助言・評価やCO<sub>2</sub>削減量等の事業効果の検証・評価を事業所管局にフィードバックし、当該事業の執行や次年度以降の事業計画へ適切に反映させる。

(11) 事業の選定方法や評価方法の体制

## ア 事業選定プロセス、選定基準及び選定方法

- ① 全ての部局を対象に、「災害に強く、低炭素な環境先進都市」の実現に効果的であり、GND基金を活用して整備すべき施設について事前調査を実施し、候補事業を把握。
- ② 本市の特徴や東日本大震災の教訓を踏まえ、「GND基金活用の方向性」を検討・決定。この「GND基金活用の方向性」をGND基金事業の選定基準とした。

### 【本市の特徴】

- ①首都直下地震等の大規模災害時に、全国から集まる緊急消防援助隊等の活動拠点や政府の緊急物資輸送拠点など、首都圏の災害対応力強化のための広域支援施設が点在。
- ②首都・東京に隣接し、東京都から神奈川県への玄関口。

### 【東日本大震災の教訓】

- ①被災自治体の混乱等により、救助活動の遅れや支援物資の滞りが発生  
⇒首都圏全体の災害対応力強化に資する広域支援施設を有する本市において、当該施設の活動機能の確保が必要。
- ②首都圏で51.5万人の帰宅困難者が発生  
⇒東京都ー神奈川県のゲートウェイとして、多数想定される帰宅困難者への対応充実が必要。

### 【GND基金活用の方向性】

★GND基金を活用し、広域支援施設の災害対応力強化や帰宅困難者対策など、「市域を超えた首都圏全体の災害対応力強化」を図り、災害に強く低炭素な首都圏・環境先進都市の実現を図る。

併せて、本市の災害対応力を強化するため、再生可能エネルギーを活用した施設機能強化を川崎市地震防災戦略に基づき推進する。

- ③ 上記①で把握した候補事業について、上記の選定基準（GND基金活用の方向性）に合致するかを精査し、候補事業を確定。

#### **イ 外部委員会の委員選定方針及び開催頻度**

- GND基金事業の実施にあたり、事業執行に係る助言、適正な事業執行・CO<sub>2</sub>削減効果等の評価を行う外部有識者会議を設置予定。
- 再生可能エネルギー、防災・減災、温暖化対策、まちづくり等の専門知識を有する外部有識者や市民代表等を選任し、年2回程度開催することを想定している。

5. その他

(12) 再生可能エネルギー等導入推進基金事業への要望額

**【潜在的な要望額】**

5億 6,000 万円（平成 26～28 年度の 3 年間の合計）

(13) その他

- 本市の公共施設等に整備した太陽光発電設備や蓄電池等について、設備整備後の維持管理や更新を着実に実施することを目的とした予算スキームの整備に向け、平成 25 年度から財政当局と検討を行っている。

## 再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

(基金事業の執行計画)

(単位:千円)

事業メニュー	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
① 地域資源活用詳細調査事業				0
② 公共施設再生可能エネルギー等導入事業				0
③ 民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業				0
④ 風力・地熱発電事業等導入支援事業				0
合計	0	0	0	500,000,000

## 再生可能エネルギー等導入推進基金事業計画書(全体計画書)

(基金事業の事業効果)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
導入した再生可能エネルギー等による発電量 (kWh)	0	125,268	108,186	233,454
防災拠点における再生可能エネルギーの普及率 (%)	0.0%	1.6%	4.1%	5.7%
全 246 施設				
導入施設数	0	4	10	14
二酸化炭素削減効果 (t-CO2)	0	69	60	129